

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第76号

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 条例別表備考1に規定する大学等が条例第1条に規定する交流活動に使用しようとする場合 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の6箇月前の月の初日
- (2) その他の場合 使用日の属する月の3箇月前の月の初日

第6条第2項を削る。

別表第2講習室（年間使用料を納入したものに限る。）の項中「講習室（」の右に「条例第8条第3項に規定する」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月7日から施行する。

（総合企画局政策推進室）